

倉吉市事業者電気・ガス料金高騰支援交付金審査票

1. 形態

法人

本店が市内に存する(業種: \_\_\_\_\_ )

本店が市内に無いが、支店若しくは主たる事業所が市内にあり市内に勤務する従業員が  
全従業員の1/2以上 若しくは 100名以上である事業者

個人事業者

事業所・店舗が市内に存する(店舗名: \_\_\_\_\_ 所在地: 倉吉市 \_\_\_\_\_ )

公的な身分証明書の写し (業種: \_\_\_\_\_ )

2. 支援型

①一般支援型

②新規創業者支援型(要添付: 開業届等、開業した年月日がわかる資料の写し)

3. 対象経費および交付申請額

①一般支援型

令和5年 \_\_\_\_月分電気代(税抜): ① \_\_\_\_\_ 円、 \_\_\_\_月分ガス料金(税抜): ② \_\_\_\_\_ 円

令和4年 \_\_\_\_月分電気代(税抜): ③ \_\_\_\_\_ 円、 \_\_\_\_月分ガス料金(税抜): ④ \_\_\_\_\_ 円

差引 電気代差額: ⑤ \_\_\_\_\_ 円、 ガス料金差額: ⑥ \_\_\_\_\_ 円  
(①-③) (②-④)

交付申請額

(⑤ \_\_\_\_\_ 円 + ⑥ \_\_\_\_\_ 円) × 0.5 × 12ヶ月 = \_\_\_\_\_ 円  
(千円未満切捨 上限: 法人 15万円、個人 10万円)

②新規創業者支援型

令和5年 \_\_\_\_月分 電気代(税抜) : ⑦ \_\_\_\_\_ 円

令和5年 \_\_\_\_月分 ガス料金(税抜): ⑧ \_\_\_\_\_ 円

交付申請額(⑦ \_\_\_\_\_ 円 + ⑧ \_\_\_\_\_ 円) × 0.3 ÷ 1.3 × 0.5 × 12ヶ月 = \_\_\_\_\_ 円  
(千円未満切捨 上限: 法人 15万円、個人 10万円)

(税理士又は公認会計士の確認欄)

上記の交付金対象経費欄は、申請者の帳簿等の金額と相違ありません。

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

印

※税理士又は公認会計士の確認欄に記載がある場合「3. 交付金対象経費がわかる書類」の添付を省略できます。

受付・確認者: \_\_\_\_\_